

令和7年度 つなぐ・つながる協働促進マッチング事業 募集要項

1 事業の概要

(1) 目的

多様な主体の協働による社会貢献活動の取組を活性化するため、地域コミュニティやNPO、企業などのマッチングの場を提供し、協働事業を促進するとともに、関係人口の創出を図る。

また、企業に対し、共生・協働活動への理解促進、参加意識の醸成を図る。

(2) 内容

① マッチングの機会の設定（マッチングイベントの開催）

地域課題の解決に向けて、外部からの協力を得たい地域コミュニティやNPO等と、地域課題の解決のノウハウやスキル、人材等を提供できる企業、大学等との協働を促進するためにマッチングの機会を設ける。

ア マッチングイベントの開催時期

（目安）8月～10月頃

イ マッチングイベントの開催場所

鹿児島県内（県有施設、民間施設など）

② マッチングイベントへの参加募集・事前調査

効果的なマッチングの機会となるよう参加目標人数を設定し、イベントの周知広報・参加呼びかけを行うとともに、マッチングイベントの参加を希望する団体及び企業等に事前ヒアリングを行うなどの事前調査を行う。

※ マッチングイベント参加についての関係団体への呼びかけ、企業や大学等とのマッチングを希望するNPO法人等への情報提供などについては、県においても行う。

③ マッチングイベント後の協働の支援

マッチングイベント終了後、協働事業の実現に向けて、マッチングを希望する団体及び企業等が個別に交流する機会を設ける。

また、マッチングが成立した案件について、協働事業の実現に向けた伴走支援を行う。

④ 成果報告の場の設定

今後の協働活動を促進するため、マッチングイベントやその後のフォロー等を通して創出された協働の取組事例について発表し、マッチングイベントへの参加者等と共有する場の設定を行う。

ア 成果報告会の開催時期

（目安）1月～2月頃

- イ 成果報告会の開催場所
鹿児島県内（県有施設、民間施設など）

⑤ 協働の取組の創出の目標

マッチングの機会やその後のフォローを通じて、協働の取組（取組に向けた合意形成等を含む）の創出を5件以上行うことを目標とする。

※ 協働の取組の例

- ・ NPO等と企業との連携によるイベントの共催、商品共同開発
- ・ 企業からNPO等への寄附、軽作業委託、情報発信支援 など

（具体例）

- ・ NPO法人×企業
障がいのある人もない人も一緒に楽しむ「ユニバーサルビーチ」の取組を推進したいNPO法人と賛同した企業が協働でチャリティ要素のあるイベントを実施。
- ・ NPO法人×大学
子ども達の居場所や交流の場づくりをしているNPO法人と地域課題についてフィールドワークを行っている大学が協働してイベントを開催。

別添の記載例を参考に、マッチングイベントの内容、参加者の募集・事前調査方法、連携・協働を創出するための取組、成果報告会の内容、事業期間での目標などを企画・提案すること。

2 応募できる団体

NPO法人、企業等で、次の(1)～(5)全ての要件を備えている団体とする。

複数の団体による共同事業体で応募することも可能とする。この場合、共同事業体の幹事団体は本応募資格を満たしている必要があり、構成団体も(1)を除き要件を備えている必要がある。

- (1) 県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同等の活動実績があると認められること。なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含める。
- (2) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 実施しようとする事業内容が定款に適合していること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- (2) 応募については、1共同事業体につき1提案とすること。なお、共同事業体の構成員は他の共同事業体の構成員となること、又は単独で応募することはできない。

3 事業の実施期間及び事業費

- (1) 事業の実施期間
令和7年5月下旬（契約締結日）から令和8年3月19日（木）
- (2) 事業費
委託費 989千円以内（消費税込）

4 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間
令和7年3月25日（火）から令和7年4月25日（金）午後5時まで（当日必着）
4月25日（金）午後5時を過ぎてから郵送又は持参された書類は受け付けないので
予め注意すること。
- (2) 応募方法
次の(3)の応募書類を，本募集要項に記載の応募先（P 7）まで郵送又は持参により提出すること。ファクスや電子メールでの応募は受け付けない。

(3) 応募書類

	単独団体での 応募の場合	共同事業体での応募の場合	
		代表団体	代表団体を除く 構成団体
① 応募書 (第1号様式)	○	○	—
② 企画提案書 (第2号様式)	○	○	—
③ 共同事業体応募構成届出書 (第3号様式)	—	○	—
④ 団体調書 (第4号様式)	○	○	○
⑤ 団体の目的等についての確認書 (第5号様式)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)
⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面 (第6号様式)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)
⑦ その他必要な添付書類			
ア 団体の定款又はこれに代わるものの写し	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
イ 団体の直近1年間の事業報告書の写し 又はこれに代わるもの (活動実績がわかる書類)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
ウ 団体の直近1年間の活動計算書、収支計算書若しくは損益計算書及び貸借対照表若しくは財産目録又はこれに代わるもの (財務状況がわかる書類) の写し	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
エ 県税の納税証明書 (県税について未納がないことの証明 ：地域振興局、支庁県税課で発行)	○	○	○

※ 上記①から⑥の様式は、県共生・協働センターのホームページに掲載していますので御利用ください。<https://www3.kagoshima-pac.jp/>

5 審査・選考方法

- (1) 書類審査及びプレゼンテーションにより選考・決定する。
- (2) 審査の過程で、応募書類の事業内容等に不明な点があれば、県から電話等で確認を行うことがある。
※ プレゼンテーションは、代表者及び主に従事する職員等が出席するものとし、出席に係る経費は応募団体の自己負担とする。
- (3) 審査の結果は、決定後応募団体に文書により通知する。
なお、審査結果に対する問い合わせは受け付けない。

6 審査基準

- (1) 提案内容の的確性
 - ・ マッチングイベントの内容が、事業の目的と合致していること。
 - ・ NPO等及び企業等がマッチングイベントに参加する手法及び事前調査の手法が具体的であること。
 - ・ 連携・協働を創出するための取組がなされていること。
 - ・ マッチングイベント後のフォロー（マッチング終了後の状況把握、具体的な協働の取組への支援）が考慮されていること。
 - ・ 成果報告会の内容が、NPO等及び企業等の協働による社会貢献活動の参考となるような内容であること。
- (2) 提案内容の実現性
 - ・ 提案内容に具体性があり、実現可能であること。
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること。
- (3) 事業費の妥当性
事業経費の積算が提案内容に対し妥当なものであること。

7 事業の実施

- (1) 企画案採択後の協議
企画案が選定された団体（契約候補者）と県との間で協議を行い、委託業務に係る仕様を確定する。
また、協議の結果、提案事業の内容の一部が変更・修正となる場合がある。
なお、協議が不調に終わった場合は、次点の評価を得た団体を契約候補者とすることがある。
- (2) 見積書等の提出
契約候補者は、下記の書類を県に提出する。
 - ① 事業費の見積書
 - ② 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」

- (3) 契約の締結
契約の手続は、鹿児島県契約規則の規定に基づいて行う。
- (4) 再委託の禁止
受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ鹿児島県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。
- (5) 事業報告及び完了検査
ア 事業状況報告書は、マッチングイベントの実施状況（アンケートを含む）をイベント実施後3週間以内に県に提出するものとする。
イ 事業完了報告書は、3月19日又は事業実施期間満了後10日以内のいずれか早い日まで
に、県に提出する。
ウ 県は受託者から事業完了報告書を受領した場合は、速やかに完了検査を行う。
- (6) 事業費の請求及び支払い
ア 受託者は、県による完了検査に合格した場合は、県に対して経費を請求することができる。
イ 経費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。ただし、前金払いが必要な場合は、契約書の中で取り決める。

8 会計処理等

- (1) 会計区分
本事業の会計は、受託者の他の経理と明確に区分するものとする。
- (2) 会計帳簿類の保管
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和8年度）から5年間、県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように保管するものとする。

9 事業実施状況等の情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を、県及び共生・協働センターのホームページで広く紹介する。
- (2) 受託者における情報提供
受託者は、活動状況等において、積極的に情報公開・情報提供を行うものとする。

10 事業のスケジュール

募 集 期 間	【令和7年3月25日（火）～4月25日（金）】午後5時まで（必着） ○県共生・協働センターホームページ等で募集
審査・選考	【令和7年5月8日（木）】（予定） ○書類審査及びプレゼンテーション 場所 カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）（予定） ※プレゼンテーションの開始時間等については、応募団体へ別途通知する。 ○選考結果通知 令和7年5月中旬
事業実施	【令和7年5月下旬（契約締結日）～令和8年3月19日まで】 ○事業計画に沿って事業実施
事業評価	【令和8年3月】 ○事業完了報告書の提出 ○事業評価

11 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として（第7号様式）の質問書提出によるものとします。なお、電話や口頭での質問は受け付けません。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和7年4月10日（木）午後5時15分必着
- イ 提出先 鹿児島県かごしま県民交流センター協働活動促進課
（鹿児島県共生・協働センター）
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟1階
電話：099-221-6605 F A X：099-227-2247
E-mail:p-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 ファクス又は電子メール
（送信後、電話により着信の確認を行うこと。）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行います。

- ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載します。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しません。

※ ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

なお、質問者名及び団体名は公表しません。

【お問い合わせ先及び応募先】

鹿児島県 かがしま県民交流センター 協働活動促進課（県共生・協働センター）

〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号

カクイックス交流センター（かがしま県民交流センター）東棟1階

電 話：099-221-6605

F A X：099-227-2247

E-mail：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：https://www3.kagoshima-pac.jp/

※ 提出された応募書類については返却しない。